

# 生徒心得

## 1. 学 習

学習を学校生活の第一義と心得、単に知識や技能を修得するに止まらず、進んで教養を高め、ひいでた人格を養うことに精励しよう。

- (1) 自己の特質をよく認識し、個性の伸長に力を注ぐと共に生活を豊かにすること。
- (2) 疑問や発見のある時は互いに研究討議し、また先生の指導を受けて理解を深め正しい知識を身につけること。
- (3) 日々の予習復習は自発的に、かつ着実に行うこと。
- (4) 始業合図までに教室内に着席または示された場所に集合して先生を待ち、5分たって先生の来場がなければ教務部に連絡すること。
- (5) 自習時間は各自のホームルームで静かに自学自習をし、校舎内を歩き廻ったり、グラウンド・体育館・中庭等に行かないこと。もちろん校外へ出てはならない。

## 2. 秩 序

日々の学校生活において規律を重んじ、秩序ある生活をしよう。

- (1) 通常の授業等があるときは、8時30分までに登校すること。ただし、特別な事情がなけ

- れば、7時30分までは登校してはならない。
- (2) 携帯電話等は校内では電源を切り一切使用しないこと。音楽プレイヤー等の使用もしてはならない。また、登下校時にイヤホン・ヘッドホン等を使用するの通学は安全確認上してはならない。
  - (3) 在校中は許可なくして校外に出てはならない。
  - (4) 放課後用務がなければ速やかに帰宅すること。
  - (5) 下校時刻は午後5時
  - (6) 時間外特別教育活動の取扱いについて
    - ①. 時間外に、校内で部活動等の教科外教育活動を行う必要のある場合。
    - ②. 時間外とは、平日は午後5時以降、および、土曜、日曜、休日等の休業日をさす。
    - ③. 各団体は、日常の活動について、下校時刻(午後5時)を基準としてその時間内で、能率的な活動ができるように計画をたて、試合等の準備など、やむを得ない事情がある場合に限り、時間外の計画をたてること。この計画については、関係指導教諭と十分連絡し、その指導を受けること。
    - ④. (ア) 平日は午後7時完全下校とする。  
(イ) 休日の活動はできるだけさけること。  
休日の活動は関係指導教諭の付添がな

い場合は許可しない。

- ⑤. (ア) ボールの貸出し 生徒証明書と交換で貸出す。

時間 12:30 ~ 1:15

生活指導室

グラウンド以外での使用は禁止。

- (イ) スリッパの貸出し

生活指導室にて貸出す。

### 3. 礼 儀

はつらつとした気風の中にもよく礼儀をわきまえ、なごやかで節度のある態度行動をとるよう努めよう。

- (1) 他人に迷惑や不快な感じを与えるような行動はつつしむこと。
- (2) 朝夕の挨拶を怠らぬこと。
- (3) 授業の始めと終りの挨拶を毎時間励行すること。
- (4) 校外の礼儀は努めて教養ある社会人の作法にのっとること。
- (5) 言葉使いをきれいに、かつ明確にすること。
- (6) 上級生と下級生は互いに敬愛の情で結ばれるようにありたい。

### 4. 勤 勞

勤勞を愛好し、公のために人のために奉仕する

習慣をつけよう。

- (1) 校内の清掃，諸行事の準備や後始末等においては特に責任を重んじ自発的に行動すること。
- (2) 学級全体を明朗にし，かつ秩序ある協同作業をなし得るように常に環境の整理整頓清潔に努めること。

## 5. 保 健

- (1) 健康は自分で管理し健康増進へ努力する。
- (2) 病気は早期に発見し早期に治療する。
- (3) 望ましい生活態度を確立し病気への抵抗力を身につけ，安全に留意する。
- (4) 校舎内外の清潔保持に努め環境美化に留意する。
- (5) 食事面については栄養のバランスを考え，ゆっくり時間をかけて楽しく食事するのが望ましい。
- (6) 健康相談をすすんで受ける。(疾病，青年期の悩み等)

## 6. 通 学

通学途上は服装態度に注意して，本校生徒としての気品を維持し，道路交通法を厳守し，正しいマナーで通学すること。

- (1) 交通道德・法規を守り正しい歩行法を会得

すること。

(2) 好ましくない場所への立寄り，道草等をさけること。

(3) 自動車，原付自転車および自動二輪での通学はいっさい認めない。

(4) 自転車通学について

① 安全面を考慮し，公共交通機関，徒歩で通学すること。ただしどうしても自転車通学を希望する場合は，以下の項目に従うこと。

(ア) 各学年の生活指導係の先生の許可を受けること。(自転車置き場の関係)

(イ) 自転車許可申請書を提出すること。(自転車保険加入条件)

(ウ) 認められたものは，通学許可ラベルを使用する自転車に貼ること。

② 特に以下の点，守れないものは，自転車通学許可を取り消す場合もある。

(ア) 信号無視や自転車の二人乗り。

(イ) 携帯電話・音楽機器など使用しながら運転しているもの。

(ウ) 自転車ラベルを正しい位置に貼っていない。またはラベルのないもの

(エ) 安全面を考慮し，自分の安全はもとより，他人の安全を考えられないもの

## 7. 出 欠

遅刻，欠席，欠課，早退の場合はその理由を明確に申し出て出席状況に規律を欠くことのないよう習慣づけよう。

- (1) 忌引欠席は両親にあつては7日，祖父母，兄弟にあつては3日，伯叔父母，曾祖父，曾祖母にあつては1日。
- (2) 忌引および学校感染症による欠席は，出席停止の扱いとなる。

## 8. 諸 届

諸届を的確に行い，かつ期限を厳守するように努めよう。

- (1) 一身上の異動，たとえば転居，災難，不幸等のあつた時は即刻届け出ること。
- (2) 欠席，欠課，遅刻，早退の場合は学級担任に届け出ること。
- (3) 忌引および感染症による場合は，所定の用紙に記入し，必要書類を添えて届け出ること。
- (4) 通常 of 病欠欠席が1週間以上に及ぶ時は，届に医師の診断書を添えること。
- (5) 欠席する場合は，必ず始業前8時10分～8時30分までに，保護者による電話連絡を，学級担任もしくは教務室当番教員にすること。

## 9. 所持品

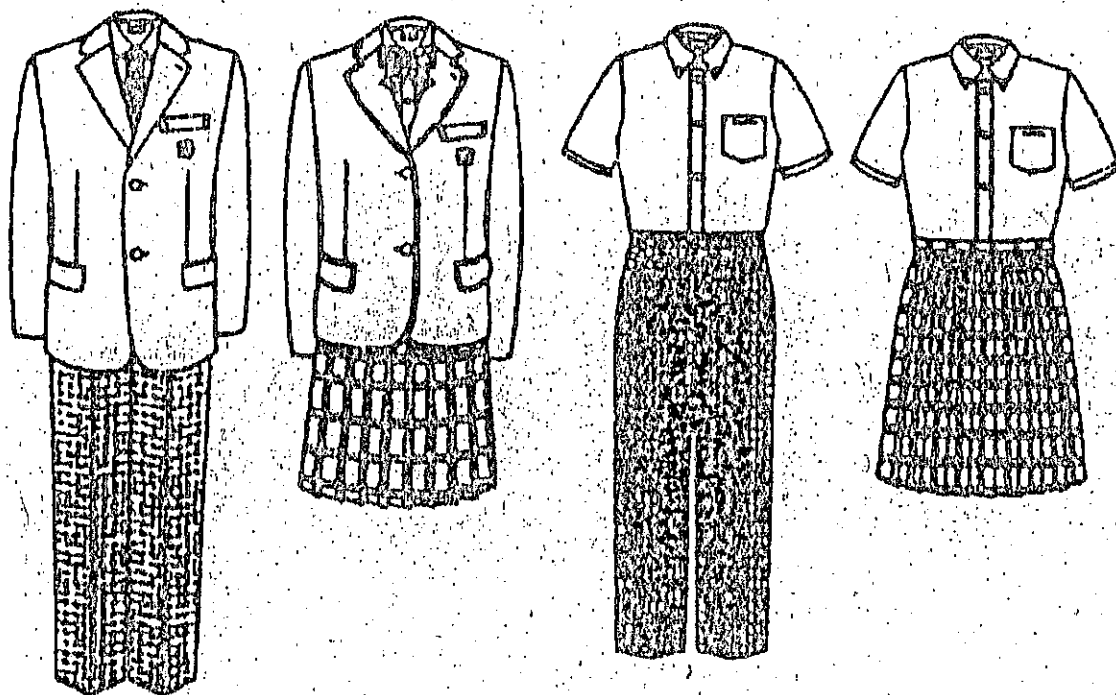
所持品は出来るだけ質素であると共に、実用的なものを尊び、また必要以外は学校へ持参しないようにしよう。

- (1) 記名を明確にすること。
- (2) 学校に残しておく物については、定められたことがらをよく守ること。
- (3) 貴重品は常に身につけておくこと。
- (4) 多額の金銭は持参せぬこと。
- (5) 所持品亡失の際は、すみやかに先生に申し出ること。
- (6) 自己の物を大切にすると共に、常に他人の所持品を尊重し、特に公共の物品を大切にすること。

## 服装心得

- (1) 登下校，授業時の服装は服装心得に従い，制服を着用する。制服の改変は認めない。
- (2) 頭髪においてパーマおよび脱色，染髪，エクステンションやかつら等は禁止する。また，過度なドライヤー・アイロン等の使用によって，色落ち(変色)したものについては，脱色とみなし頭髪指導を行う。
- (3) きまりとして示されていない細部のことについては，健全な常識に基づいて着用する。
- (4) 化粧やピアス・イヤリング等の装飾品は禁止する。

### 【制服のモデル図】





## A 制服の着用や着用期間について

- ・制服の着用や着用期間については、以下の通りを原則とする。ただし、天候・気温によって、各年で検討し期間の変更等の連絡をおこなう。

	着用を要するもの	着用してもよいもの
冬服期間 (4月, 11月～ 3月)	ブレザー ネクタイ (男子) リボンまたはネクタイ (女子) 長袖カッターシャツ 冬スラックス (男子) 冬スラックスまたは冬スカート (女子)	指定のセーター またはベスト
合服期間 (5月, 10月)	冬服または夏服のどちらかを正しく着用すること。但し、冬服を着用する場合は、ブレザーを着用しなくても良い	
夏服期間 (6月～ 9月)	長袖または半袖カッターシャツまたはポロシャツ 夏スラックス (男子) 夏スラックスまたは夏スカート (女子)	指定のセーター またはベスト ネクタイ (男子) リボンまたはネクタイ (女子)

※合服期間の日程については5月、10月の何日かの開始は連絡します。

## B. その他

(1) 防寒着については、学校指定のブレザー着用の上であれば、登下校のみ着用は可とする。

(2) 授業時は、防寒着は脱ぎ、学校指定のブレザーまたはセーター、ベスト(カッターシャツ)で受けること。(冬季防寒具マフラーも授業中は厳禁)

(3) 校内の履物については

- 校 内 学校指定の各学年色のスリッパを履くこと。
- 体育館 学校指定の各学年色の体育館シューズを履くこと。
- 体育授業時の靴 通学用と兼ねて良いが、革靴は禁止する。

## (5)生活指導部より

合格おめでとうございます。充実した、実り豊かな旭高校での高校生活を過ごしていただくために、学校内外における生活指導の重点的な項目を以下にあげさせていただきます。また、後日（入学式後）お子様に配付させていただきます「生徒手帳」もお読みいただき、ご家庭でのご指導もあわせてお願いいたします。

### 《生活指導部の基本方針》

授業の重要性への理解

社会規範の遵守

本校の生徒としての姿勢の追求

1. 登校時間 午前8時30分までに登校すること。
2. 欠席、遅刻 午前8時10分から8時30分までに学級担任（教務）に連絡すること。
3. 通 学 通学は徒歩または交通機関利用、自転車は許可制。許可された人は必ず自転車保険に加入すること。最近は事故も多く、被害者だけではなく加害者になるケースも増加しています。信号無視や二人乗り、イヤホン乗車などは厳禁、必ず交通マナーを守り、他の人に迷惑をかけないようにすること。登校後も決められた自転車置き場に置くこと。守れない者は、自転車を預かり、許可を取り消す場合もある。また、単車等での通学は一切禁止です。
4. 外出不可 登校してから放課後まで、許可なく校外に出てはならない。  
外出許可は担任もしくは学年の教員に申し出ること。
5. 昼 食 弁当を持参し教室でとるか、学校の食堂を利用すること。  
通常授業日での、校外へ出での食事は不可
6. 下校時刻 午後5時を厳守すること。以降の部活動は顧問の付添が必要。その場合も、午後7時には完全下校すること。
7. アルバイト 学校では原則、アルバイトは認めておりません。生活上、真に必要な場合を除きアルバイトはしないこと。近年の成績不振者の多くがアルバイトに力を使い、遅刻常習・懲戒関係にも影響がでております。
8. 服 装 本校は制服制度。必ず購入して下さい。  
(変形は厳禁。女子用のスラックスも準備しています。)
9. 頭 髪 染色・脱色・過度なドライヤーによる変色・パーマメント・エクステンション等は禁止する。ピアス等の装飾品も禁止です。  
頭髪について、本校は厳しく取り組んでおります。指導に従わない者には、頭髪指導を行い元に戻してもらいます。化粧についても学校には必要ありません。ご家庭でご指導お願いいたします。
10. 校内履き (1) 校舎内 スリッパ <学校指定の学年色のもの>  
(2) 体育館 体育館シューズ <学校指定のもの>  
(3) 運動場 通学用シューズ兼用可能<革靴での授業は禁止>
11. 貴重品 必要以外のお金や貴重品は持ってこないこと。貴重品はロッカーに入れて施錠し、各自で管理すること。各自の所持品には必ず記名し（制服等にも）、自己管理すること。

12. 懲戒指導<以下のような点については対象になります。対象の一部です>

- ・すべての暴力行為、脅迫（嫌がらせ、いじめ行為を含む） ・指導忌避
- ・喫煙行為（喫煙具所持や喫煙同席も含む） ・器物破損
- ・飲酒行為（飲酒同席も含む） ・単車、自動車通学
- ・考査の不正行為 ・窃盗、万引き、恐喝
- ・未成年者立入禁止場所への出入り ・賭け事
- ・校内での携帯電話（スマホ等）の使用

13. 遅刻指導について

遅刻は、学習意欲の低下につながるものと考えております。本校では、「時間を守る・授業を大切にす」との観点から、遅刻について厳しく指導していきます。このような事態にならないように、日頃からのご家庭でのご指導をお願いします。

14. 携帯電話（スマホ等）について

校内では携帯電話（スマホ等）の電源は切るように指導しています。校内での携帯電話（スマホ等）の使用においては段階を設けて指導を行っています。あわせて、ゲーム機器・遊具（トランプ等） ・マンガ本・雑誌に関しても厳禁とし、スマホ等と同様に指導しています。

携帯電話（スマホ等）については、出会い系サイト、架空請求など事件に巻き込まれるケースも多発しております。また、個人情報の管理につきましても取り扱いにはご注意ください。

ホームページ・SNS（ツイッター・ライン等）で他人を誹謗中傷することは犯罪です。友人関係のトラブルの原因にもなります。不必要な書き込みは絶対にしないようにご家庭でもご指導下さい。

※心配事や悩み事がある場合は早いうちに、学級担任・生徒相談係りの教員に相談すること。保護者の方からの相談も受け付けます。また以下の相談機関でも対応可能です。

○ 『すこやか教育相談24』

0120-0-78310

\*24時間対応の電話相談窓口です。

○ 大阪府教育センター

すこやかホットライン（こどもからの相談）

06-6607-7361 Eメール：[sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp)

さわやかホットライン（保護者からの相談）

06-6607-7362 Eメール：[sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp)

\*電話相談 月曜日～金曜日 9:30～17:30（祝日・年末年始は休み）

\*Eメール相談 24時間受付（回答は後日になります）

\*FAX相談 FAX番号(06-6607-9826)

\*面接相談 学校を通しての予約が必要です。

○ 被害者救済システム『こども家庭相談室』

06-4394-8754

\*大阪府教育委員会が運用する、民間連携支援機関による相談窓口です

\*月・火・木曜日 10:00～20:00(祝日・休日は除く)